

産業・科学革新人材事業 (INSIGHT)

INitiative for Science, technology and Industry related Growth of Human capital toward
Transformation

令和 8 年度 公募要領

公募期間

令和 8 年 4 月 28 日 (火) ~6 月 24 日 (水) 正午



イノベーション拠点推進部 研究環境グループ

令和 8 年 4 月

目次

| | |
|---|-----------|
| 第 1 章 研究提案公募にあたって | 5 |
| 1.1 産業・科学革新人材事業（INSIGHT）の目的と概要..... | 5 |
| 1.1.1 はじめに——本事業創設の背景と課題 | 5 |
| 1.1.2 目的と取組の方向性 | 6 |
| 1.1.3 基本方針..... | 7 |
| 1.1.4 本事業の実施体制 | 8 |
| 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ | 10 |
| 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について..... | 10 |
| 1.2.2 ダイバーシティの推進について | 11 |
| 1.2.3 公正な研究活動を目指して..... | 13 |
| 第 2 章 公募・選考 | 14 |
| 2.1 公募の対象となる5つの取組 | 14 |
| 2.2 公募の対象となる研究領域・分野..... | 16 |
| 2.3 支援の対象となる機関 | 17 |
| 2.4 公募期間・選考スケジュール・支援期間 | 19 |
| 2.5 事業規模・採択予定件数 | 20 |
| 2.6 応募要件 | 20 |
| 2.6.1 機関体制の要件 | 20 |
| 2.6.2 実施体制の要件 | 22 |
| 2.7 申請内容の要件..... | 24 |
| 2.8 応募方法 | 25 |
| 2.9 選考方法 | 26 |
| 2.9.1 選考の流れ..... | 26 |
| 2.9.2 利益相反マネジメントの実施..... | 27 |
| 2.10 選考の観点 | 30 |
| 第 3 章 採択後のプロジェクト推進等について | 32 |
| 3.1 プロジェクト実施計画の作成 | 32 |
| 3.2 委託研究契約 | 32 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 3.3 プロジェクト費..... | 32 |
| 3.3.1 プロジェクト費（直接経費） | 32 |
| 3.3.2 予算計画の作成..... | 34 |
| 3.3.3 間接経費..... | 35 |
| 3.3.4 複数年度契約と繰越制度について | 35 |
| 3.4 評価..... | 35 |
| 3.5 プロジェクト統括等の責務等 | 36 |
| 3.6 研究機関の責務等..... | 37 |
| 3.7 その他留意事項..... | 40 |
| 3.7.1 出産・子育て・介護支援制度..... | 40 |
| 3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について | 40 |

第 4 章 応募に際しての注意事項 41

| | |
|--|----|
| 4.1 生成 AI の利用について | 41 |
| 4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について..... | 41 |
| 4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置 | 43 |
| 4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保..... | 46 |
| 4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） | 47 |
| 4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について | 50 |
| 4.7 繰越について | 50 |
| 4.8 府省共通経費取扱区分表について..... | 50 |
| 4.9 費目間流用について..... | 51 |
| 4.10 年度末までの研究期間の確保について | 51 |
| 4.11 間接経費について..... | 51 |
| 4.12 研究設備・機器の共用促進について | 52 |
| 4.13 博士課程学生の処遇の改善について | 53 |
| 4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について | 54 |
| 4.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について | 55 |
| 4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について | 56 |
| 4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について | 56 |
| 4.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について | 57 |

| | |
|---|----|
| 4.19 社会との対話・協働の推進について | 58 |
| 4.20 オープンサイエンスの促進について | 58 |
| 4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について | 62 |
| 4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について | 62 |
| 4.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について | 63 |
| 4.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて | 63 |
| 4.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について | 64 |
| 4.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について | 64 |
| 4.27 競争的研究費改革に関する記載事項 | 65 |
| 4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について | 65 |
| 4.29 不正使用及び不正受給への対応 | 66 |
| 4.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 | 68 |
| 4.31 関係法令等に違反した場合の措置 | 69 |
| 4.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について | 69 |
| 4.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について | 73 |
| 4.34 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて | 73 |
| 4.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について | 73 |
| 4.36 研究者情報の researchmap への登録について | 74 |
| 4.37 JST からの特許出願について | 74 |
| 4.38 特許出願非公開制度について | 74 |

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 76

| | |
|-------------------------------------|----|
| 5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について | 76 |
| 5.2 提案書類の提出について | 76 |
| 5.3 e-Rad を利用した応募方法 | 76 |
| 5.4 その他 | 78 |

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 産業・科学革新人材事業（INSIGHT）の目的と概要

1.1.1 はじめに——本事業創設の背景と課題

我が国の産業界は、近年、国際秩序の変革、地政学的な変化、国家間の安全保障も含めた競争環境の激変に直面しています。生成 AI や次世代半導体、量子技術等の先端技術分野における国際競争が激しさを増しており、企業は、こうしたビジネス環境の変化や新たな潮流等に、迅速かつ適切に対応していくことが急務です。

我が国は 1990 年代以降、経済成長が伸び悩み、産業の国際競争力も低迷しています。昨今、地政学的あるいは経済安全保障上の観点から、一部で国際的な競争力を有する企業も出てきているものの、依然として、他国に比して労働生産性が低く、また、グローバル化・サプライチェーン分散化や事業の多角化等の取組も途上にあります。

また、将来を見通した際、我が国にとって最大の国難は少子化・新生児数減少であり、今後、中長期的に労働人口、特に若年人口が劇的に減少することが見込まれ、併せて高齢化による社会保障費の増大、これらに伴う国家財政の圧迫、ひいては国力の相対的な低迷や、国際的な地位低下は避けられない状況にあります。

このため、我が国全体の「稼ぐ力」を一層強化すべく、新産業・新規事業の創出や既存事業の競争力の強化、特に先端技術等を基にした高付加価値産業の創出や、より一層のグローバル化の拡大、労働生産性の飛躍的向上、そのための人材不足の克服と質・能力の高い労働力の確保等に取り組むことが喫緊の課題です。

一方で、我が国の科学技術水準は、注目度の高い論文数の減少など、近年、国際的な地位が低下傾向にあります。各国が、先端的な科学技術領域に対して、資金や人材等を重点的に投資し、研究開発や人材育成等に戦略的に取り組む中であって、我が国では、国、アカデミア、産業界のいずれにおいても、研究開発や人材に対する投資や人材交流が低迷しています。

本事業は、こうした観点から、国、アカデミア、産業界等が、自らを取り巻く現状及び課題を認識し、危機感を共有した上で、より相互の連携・協力を拡大し、中長期を見据えつつ、我が国の重要産業分野において、研究開発及び人材育成に、戦略的かつ重点的に取り組むべく実施するものです。

なお、本事業は、競争的研究費制度に該当します。

1.1.2 目的と取組の方向性

こうした背景や課題を鑑み、今後の「産業・科学人材」の在り方を、4つの観点、すなわち「研究開発力」、「人材育成・確保」、「人材流動性」、「大学経営力・ガバナンス」から整理すると、現状と今後の方向性は以下のとおりです。

<研究開発力>

我が国の科学技術水準は近年、低下傾向にあるものの、国際的には依然として、比較的高い水準を保持している。研究者数や研究大学の数も比較的多く、特定の先端科学技術分野・領域によっては、我が国の大学や研究機関等が世界トップ水準の研究開発力や人材を保持しており、これらを一層強化していくことが必要かつ重要である。

<人材育成・確保>

企業等が中央研究所等を廃止する等の競争環境への適応を進める一方で、企業における研究開発力や新事業創出能力、それらに関わる研究者、技術者の層や人材育成機能が減少・低下しており、企業の競争力維持・強化を図っていくためには、外部から研究開発・人的資源を積極的に獲得していくことが重要かつ不可欠となっている。

この点、企業においては、M&A等の取組に加えて、先端的な研究開発等を行う大学・研究機関等は有力かつ重要な（人的・物的）資産であり、優れた人材の育成・確保の観点から相互連携を図っていくことが重要となる。

<人材流動性>

そうした中でも特に、近年、科学とビジネスが近接化する中であって、企業の新事業創出や事業拡張を図っていく上で、大学・研究機関等と民間企業における研究開発等との接続や、双方の人的交流や人材流動の拡大、それらを通じた新たな労働力となる優れた人材の育成強化・確保は極めて重要な課題となっている。

<大学経営力（ガバナンス）>

さらに、大学・研究機関等にとっても、国際的な研究水準を維持・強化していく上で、資金面、人材獲得面の双方において、自らの改革を通じて体制及びガバナンスを強化し、国内外の企業等との連携・拡大を図っていくことは極めて重要かつ有益である。

我が国の産業界・アカデミアにおける人材流動性を飛躍的に高めるとともに、人的資本投資の大幅拡大を通じて労働生産性を向上させ、かつ、国際的な産業競争力や、科学技術・イノベーション力を抜本的に強化していくため、大学・企業等の双方の能力を最大限活用し、研究開発・人材育成を一体的・総合的に強化・推進するための新たな仕組み（資金支援制度）として、本「産業・科学革新人材事業」を創設し、推進します。

1.1.3 基本方針

本事業では、「研究開発と人材育成を一体的に実施する」ことを基本として、先端技術分野における産業界・アカデミア双方での優秀な人材層の抜本的な充実・強化や、研究開発力の飛躍的な向上に向けて、科学技術人材への人的資本投資を大幅に拡充すること、そして、これを先行投資として、産業界が大学に対して、複数年度にわたる研究開発や人材育成に対する投資の大幅な拡大の実現を目指すこととします。

事業を推進するにあたって、「① 産学官による先端技術分野設定」、「② 産業界から大学への投資拡大」、「③ 大学の人事給与マネジメント改革」の3つを基本方針とします。対象とする研究領域、取組、推進体制、実施機関の要件等については、**第2章**に詳述します。

① 産学官による先端技術分野設定

- 産業競争力や科学技術力、安全保障の基幹となる先端的な科学・技術分野における国際的な競争が激化する中であって、科学・基礎研究と産業・ビジネスとの垣根が低くなり、官民による大規模投資が急速に拡大している。
- 我が国が長年の基礎研究の積み重ねにより、現時点で強みを持つ分野においても、継続的に世界トップの研究開発水準を維持・向上していくためには、より一層の産学官による総力結集・連携拡大が不可欠となっている。
- このため、中長期を見据え、様々な側面での国際競争力の強化を図る観点から国として、大学・産業界とともに、戦略的に一層強化すべき科学技術分野を特定・設定していくことが必要かつ重要である。

② 産業界から大学への投資拡大

- 先端技術分野において、研究開発や人材獲得の国際競争が激化する中、我が国の産業界や大学双方が、それぞれ強みを持つ、又は、十分有していない研究開発資源や人材等を相互に利活用しつつ、さらなる充実・強化を図っていくことが必要不可欠である。
- こうした研究開発・人材育成に対して、国として政策的に重点的な資源配分を行うとともに

に、これに呼応・協働する形で、産業界においても、大学等が持つ多様かつ重厚な研究・人的資源又は資産を適切に評価し、大学等への投資の抜本的拡大を促進していくことが重要である。

③ 大学の人事給与マネジメント改革

- 大学においても、幅広い研究活動の振興や、強みを持つ分野の研究力向上・成果の社会実装、優秀な科学技術人材の輩出等に加えて、こうした多様な活動を支える資金面に関し、国のみならず多様な主体から様々な財政的支援の獲得に向けて、自らの経営力・財政力を一層強化・改革していくことが重要となっている。
- こうした観点から、産業界との一層の連携拡大に向けて、自ら研究・人材面の特徴・強みを評価し、戦略的な資源配分等を進めるとともに、人事や処遇等を含めたマネジメント改革を不断に推進することが重要である。

1.1.4 本事業の実施体制

本事業は、以下の体制・役割にて実施します。

(1) 文部科学省による「ガバニングボード」設置と基本方針の策定

文部科学省は、本事業の推進に当たって、「ガバニングボード」を設置し、基本方針を策定しております。今後「ガバニングボード」は、この基本方針に基づき、必要に応じて事業の進捗状況に関する把握・評価等を行うこととなります。

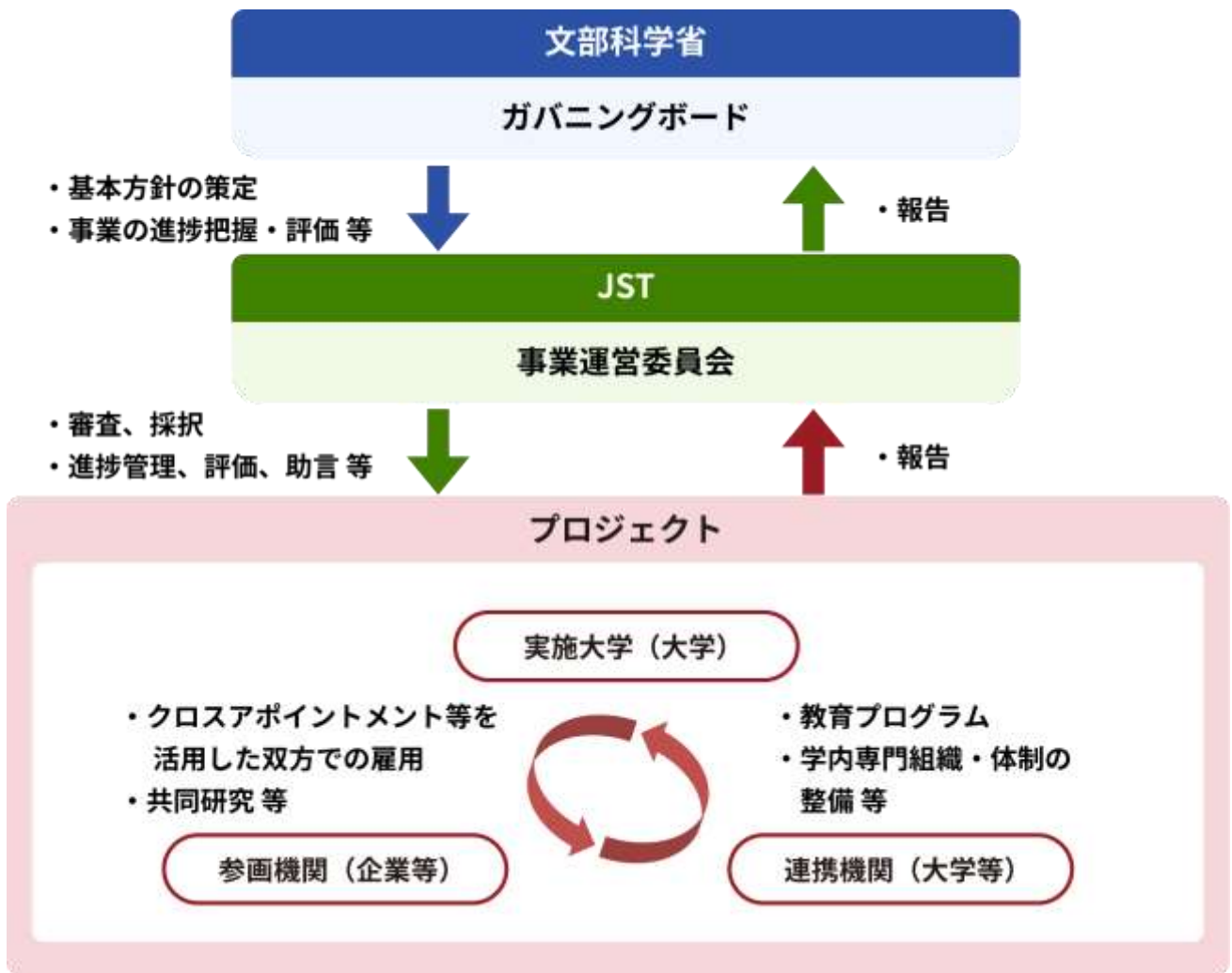
文部科学省は JST 等と密接に連携・協力しつつ、本事業を推進します。また、本事業の進捗状況等を踏まえ、必要がある場合には「ガバニングボード」の審議を経た上で、産業界から大学に対する更なる支援拡大に向けた方策も含め、本事業の制度設計・運営方法等の見直しを柔軟に行います。

(参考)「産業・科学革新人材事業」に関する基本方針(令和8年4月)

https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_kiban01-000048951_01.pdf

(2) JST の役割

JST は本事業の公募を行い、有識者によって構成された「事業運営委員会」において、基本方針に基づき、公募要領の決定、プロジェクトの審査・採択・運営管理、進捗状況の確認・指導・助言・評価を行います。



1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 公募の対象となる 5 つの取組

本事業では、産学協働による研究開発・人材育成（研究者・技術者等）を一体的に推進するため、次の 5 つの取組の全てを総合的に盛り込んだ「研究開発・人材育成計画」を立案・実施する大学を支援します。

<対象となる取組>

① 大学・企業等による産学協働の研究開発等を通じた人的交流・人材流動の促進（双方による雇用の実現）

<取組内容例・イメージ>

- ・ 先端技術分野における産学協働による研究開発活動の充実・強化（設定した分野における産学協働の枠組みの強化、研究費の措置等）及びその実施にあたっての大学・企業間での人的交流・人材流動の拡大
- ・ 大学・企業間での人的交流・人材流動の拡大にあたっての、クロスアポイントメント制度やサバティカル制度等の活用拡大による大学・企業等の双方での研究者・技術者の雇用と、それに伴う人件費負担（エフォートに応じた給与負担等）
- ・ 大学・企業等の双方での雇用を通じて、両者が組織的に連携し、継続的に人的交流・人材流動が発生する仕組みの構築
- ・ 大学・企業間での人的交流・人材流動の拡大にあたっての、研究者・技術者のインセンティブを付与する制度の設計及び実行（給与等上乘せや年俸制の導入、アカデミックな業績のみならず法人のミッションに応じた観点を入れた評価の仕組みの構築と処遇への反映、教育専任教員を含む代替教員・職員の配置等） 等

② 先端技術分野に携わる新たな研究者・技術者等の育成・確保（質的・量的規模の拡大）

<取組内容例・イメージ>

- ・ 先端技術分野における産学協働による研究開発活動の充実・強化及びその実施を通じた大学・企業双方の新たな研究者・技術者の育成（産学協働による将来を見据えた研究開発対象の特定及び当該研究開発活動の推進）
- ・ 先端技術分野への研究者・技術者の参画を促進（他分野からの流入を含む）するためのインセンティブ設計・導入
- ・ 大学・企業等の双方での新たな研究者・技術者の採用・育成・登用の促進と拡大（ポス

トドクター等の新規登用の促進を含む)

- ・ 先端技術分野に挑戦する博士後期課程学生等を対象とする RA・TA 雇用の拡大、産業界と連携した研修やメンター制度の開発・導入
- ・ 大学・企業双方における研究開発環境（設備・機器整備、支援体制構築、倫理的・法的・社会的問題（ELSI）対応等）の充実・強化 等

③ 大学院生及び学部学生を対象とする実践的・実務的な教育プログラムの開発・推進

<取組内容例・イメージ>

- ・ ①、②で設定した先端技術分野における中期的な人材の確保・育成を図るための、産学連携による大学院生及び学部学生に対する教育プログラムの充実・強化（副専攻プログラムの開設、学部・研究科横断型の共通科目の開講、企業との協力などによる研究指導や専門科目の充実・強化、現場実習やインターンシップ等の拡充・強化、学部初期段階からの専門的な演習・実習・講義の機会提供等）
- ・ 当該分野における、JABEE 認定プログラムを活用した技術者育成教育
- ・ それらの実施のための、企業等からの実務家教員等の新規登用・活躍促進
- ・ 大学院生及び学部学生を対象とした取組に加えて実施される、当該分野に携わる者の増加に向けたその他の取組（社会人の修士・博士号取得のためのプログラムの構築や、初等中等教育段階の人材育成との連携（例えば SSH 指定校等との高大連携、児童生徒向けの出前授業の展開等）） 等

④ 大学において産学協働を推進・強化するための学内専門組織・体制の整備・構築

<取組内容例・イメージ>

- ・ 産学協働に係る活動を推進・展開する全学的な組織体制の新規構築・発展（成果活用促進事業者など出資による法人の活用含む）
- ・ 現行組織の再編による効率化
- ・ 研究開発マネジメント人材や技術職員等の高度専門人材の新規登用・処遇改善・キャリアパス整備（人材育成を含む）
- ・ 研究者等の評価、給与等を含めた処遇・改善に係る制度整備
- ・ 研究者が研究活動に専念するための学内事務の改善や事務処理体制の整備
- ・ 海外の大学や企業等との連携による国際展開 等

⑤ 民間投資を拡大するための大学における新たな機能・仕組みの充実・強化

<取組内容例・イメージ>

- ・ 従来の組織の制約や慣習に捕らわれずに、企業との連携強化に取り組むことが可能な独立組織や横断部局（例：共創研究所、高等研究院、成果活用促進事業者を含めた産学連携推進体制等）等の整備・構築
- ・ 産学協働を推進するための学内体制の整備や高度専門人材の育成・確保（一部再掲）
- ・ 企業等の支援によって教育・研究活動を継続的に実施可能な枠組みの構築（冠講座等）
- ・ 民間資金等を獲得・管理・運用するための機能・体制の整備・充実
- ・ 研究・技術・産業動向の調査分析と、それに基づいた経営・技術戦略の策定
- ・ 大学資源の活用も含めた民間投資拡大戦略の策定（知的財産、スタートアップ、広報等）
- ・ 知の価値や研究環境整備、物価上昇等を踏まえた産学共同研究における直接経費や間接経費率の設定
- ・ 研究開発税制（大学拠点等強化類型）の適用を可能とする認定の活用
- ・ 本事業の成果や意義、また、広く科学技術の意義の戦略的・効果的な広報活動、それらへの国民・社会の理解を深め、対話を促進する活動（「4.19 社会との対話・協働の推進について」参照） 等

2.2 公募の対象となる研究領域・分野

本事業の対象とする研究領域・分野は、日本成長戦略本部において議論されている戦略分野や、第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定）の重要技術領域等を踏まえ、以下のとおりとします。

大学においては、以下に示す研究領域・分野の中から、研究領域・分野を1つ以上設定してください。

<物理科学・工学領域>

- 量子技術分野（量子コンピュータ・量子暗号・量子センシング等を含む）
- 半導体・光電融合技術分野
- 宇宙科学・工学分野（宇宙輸送系、衛星系等を含む）
- 地球科学・惑星科学分野（地震・火山、地盤・耐震工学等を含む） 等

<機械・電気（電子）技術領域>

- 先端ロボティクス分野
- 製造設備・機器分野（先端的な計測・分析機器等を含む）
- 電子部品・デバイス分野（半導体等の重複あり）
- モビリティ・輸送分野（造船・海洋技術・航空機等を含む） 等

<資源・エネルギー技術領域>

- 物性科学・マテリアル分野（重要鉱物資源、部素材等を含む）
- 省エネルギー・再生可能エネルギー分野（GX 等を含む）
- フュージョン・エネルギー技術分野
- 原子力科学技術分野 等

<情報・通信技術領域>

- 人工知能（AI）・IoT 分野（機械学習、生成 AI、DX 等を含む）
- デジタル・サイバーセキュリティ分野
- 次世代情報・計算基盤分野
（スーパーコンピュータ、データ分析・解析技術等を含む） 等

<生命科学・化学領域（医療分野に限定した研究開発に係るものを除く）>

- バイオテクノロジー分野（ゲノム編集技術、微生物・植物科学、フードテック等を含む）
- 生命科学・医科学分野（基礎生命科学、次世代創薬、医療機器等を含む）
- 応用化学・有機化学分野
- ヘルスケア分野 等

2.3 支援の対象となる機関

本事業の支援対象（実施大学）は国公立大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校である大学をいう）とします。大学共同利用機関、国立研究開発法人、高等専門学校、公設試験研究機関、公益法人等は代表として申請できませんが、連携機関や参画機関として、実施大学における計画に参画することは可能です。

本事業の目的は、大学・企業の組織的な連携を雇用関係により強化し、産学協働での研究開発・人材育成を一体的に推進することにあります。大学や企業においては、能力の高い研究者・技術者の人的交流や人材流動を通じて、先端技術分野の研究開発力の強化や、優れた人材の育成・確保を図ることが求められています。そのため、本事業の「1.1.2 目的と取組の方向性」「1.1.3 基本方針」を理解し、「2.1 公募の対象となる5つの取組」の①から⑤までの内容について「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」を策定し、これを着実に実行する意欲と能力を有する大学を支援します。特に、前述の目的に照らし、産学協働での研究開発・人材育成の取組として、以下に示すような事項を取りまとめてください。

- I. 大学と企業双方の研究力の強化に向けて、先端技術分野における具体的な研究開発テーマを設定の上での、企業・大学双方から参画する人材層、それぞれの役割分担、研究開発体制・枠組み等
- II. 先端技術分野における研究開発を通じて育成・確保する人材像を明確化した上で、対象となる人材層、身に付けさせる資質・能力、活躍の機会・役割等
- III. 達成目標として、大学・企業双方の雇用人数、このうち企業から大学への派遣人数、企業による大学からの受入れ人数（大学から企業への派遣人数）等
- IV. 事業終了後を見据えた、国費のみに依存しない自走・発展の見通し（大学・企業間の人的交流・人材流動の持続性、企業から大学への投資拡大等）

「研究開発・人材育成計画」の作成に当たっては、他の支援事業等を活用して実施あるいは検討している内容も含めた、今後の大学全体としての研究開発や人材育成の強化に向けた総合的・体系的な取組として取りまとめてください。その上で、同計画のうち、専ら本事業で実施する取組の内容を抽出し「プロジェクト実施計画」として特定してください。「研究開発・人材育成計画」のうち、本「プロジェクト実施計画」に該当する取組の内容について、本事業を通じた資金的支援等を行うこととします。

「研究開発・人材育成計画」（及び「プロジェクト実施計画」）の策定及び実施に際して、他の大学や大学共同利用機関法人、国立研究開発法人、地方自治体等との連携・協力も可能とします。また、事業開始後においても、必要に応じて内容等の追加や見直し等を行うことにより、その実行性・実効性を高めることを期待します。さらに、産業界との連携・協力に関しては、単一のみならず複数企業の参画はもとより、中小企業やスタートアップなどあらゆる事業規模の企業等を対象に含むことも可能とします。国内企業のみならず、海外企業を対象に含めることも妨げません。

また、本事業の推進に当たっては、「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」や「大学・高専機能強化支援事業」等の他事業への申請を検討又は採択されている場合や、「国際卓越研究大学制度」や「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」で支援されている場合については、それぞれで検討・実施している大学のビジョンと、本事業で策定する「研究開発・人材育成計画」（及び「プロジェクト実施計画」）が連動する形で、各大学の成長に必要な事業を適切に整理して活用することを求めるものとしてします。

「研究開発・人材育成計画」（及び「プロジェクト実施計画」）の策定にあたっては、各種ガイドライン（研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン（令和7年6月 科学技術・学術審議会人材委員会）、技術職員の人事制度等のガイドライン（令和8年3月 科学技術・学術審議会人材委員会）、研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和4年3月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）等）も参考にしつつ、大学の組織・体制の充実・強化を図ることを求めることとします。

2.4 公募期間・選考スケジュール・支援期間

- 公 募 開 始： 令和8年4月28日（火）
- 公 募 終 了： 令和8年6月24日（水）正午
- 書 面 審 査 期 間： 令和8年6月下旬～7月下旬
- 面 接 審 査 期 間： 令和8年8月中旬
- 審 査 結 果 の 通 知 ・ 発 表： 令和8年9月以降
- プ ロ ジ ェ ク ト 開 始： 令和8年10月以降
- 支 援 期 間： 令和8～13年度（6か年度）

※令和11年度以降は、予算の状況及び令和10年度中に実施予定の中間評価の結果を踏まえ、継続可否の判断及び支援額の査定を行います。なお令和11年度以降の支援額は段階的に縮減し、令和14年度以降の自走化につなげることを想定しています。

※応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

※公募終了日時までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない場合、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

※スケジュールは変更の可能性もありますのでご留意ください。

※面接を行う具体的な日時は、JST から対象機関に通知いたします。

2.5 事業規模・採択予定件数

本事業は、令和7年度補正予算で措置された総額270億円（令和8～10年度）の基金（創発的研究推進基金の一部）を活用して実施します。

| | |
|--------|---|
| 支援額 | 大学の事業規模や実績・計画により、必要額に差が生じることから、以下のとおり区分した上で、審査を実施する。 類型Ⅰ：最大5億円／件・年度 類型Ⅱ：最大3億円／件・年度 （間接経費30%を含む、税込） |
| 採択予定件数 | 合計20件程度 （ただし、審査結果次第で予定件数以下の採択となる可能性があります） |

応募に当たっては、大学の事業規模や実績・計画に応じて、プロジェクト実施に必要となる予算額を見積もり、類型Ⅰ又はⅡを選択してください。

2.6 応募要件

2.6.1 機関体制の要件

機関体制は、実施大学（提案大学）と参画機関（1社以上の民間企業）による構成を基本とします。また、実施大学と組織的に連携して活動を推進し、本事業の経費を活用の上、事業目的の達成に貢献する大学等がある場合は、連携機関と位置づけてください。参画機関、連携機関は複数となっても構いません。

なお、実施大学（提案大学）としての本事業への応募は、1大学あたり1件までとします。

（1） 実施大学

本事業への応募者となる国公立大学（本事業における委託費支出先）。「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」に基づき、プロジェクトを中心になって推進し、事務等を含めた全体調整の役割を果たす。

（2） 連携機関

実施大学と共同で申請を行う大学等（本事業における委託費支出先）。実施大学の「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」の実行に際し、実施大学と組織的に連携しつつ、連携機関においても、本事業の経費を活用の上、「2.1 公募の対象となる5つの取組」で示した

取組の全てを推進する。

大学等：以下に掲げる研究機関の総称。

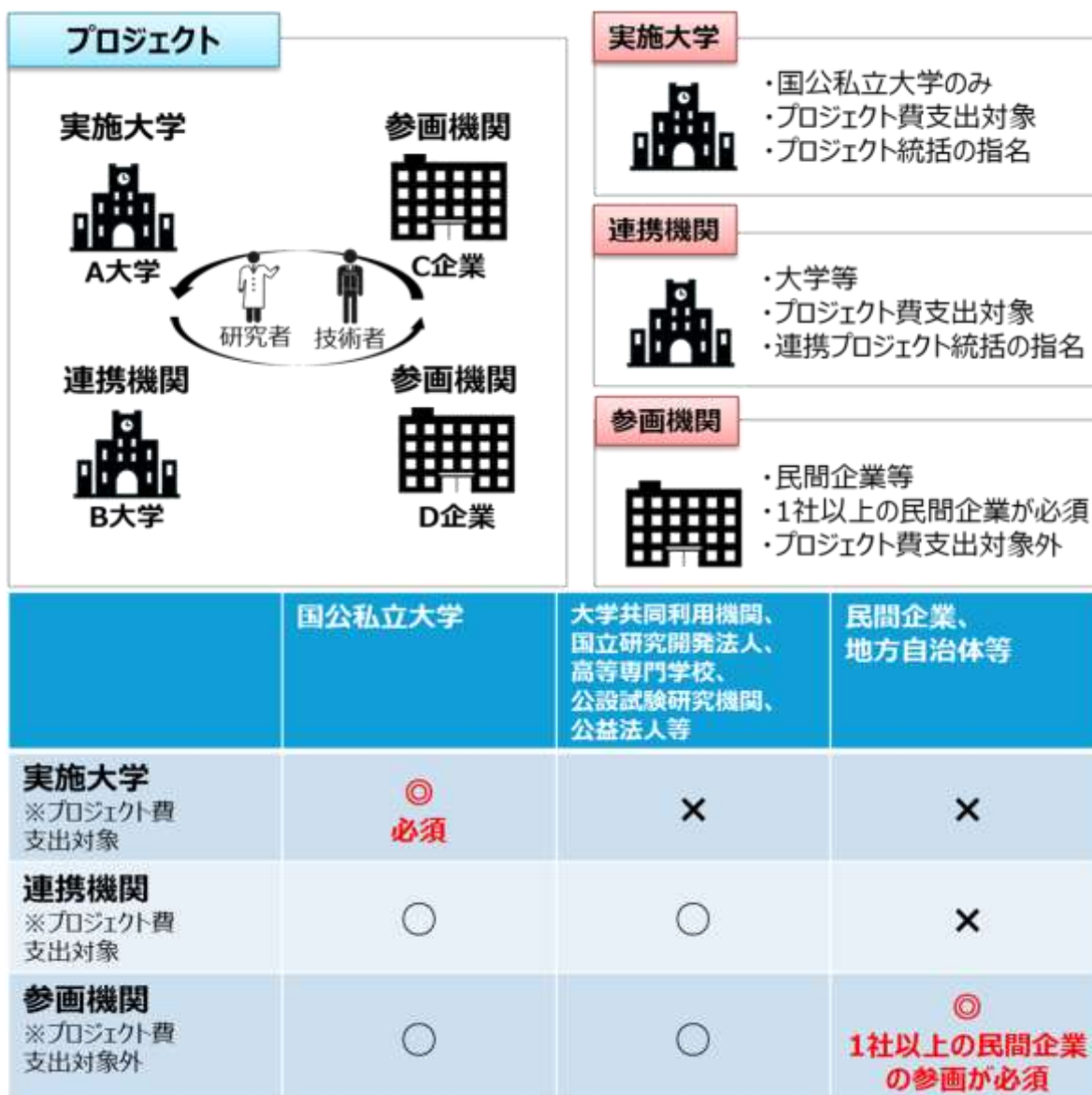
ア) 国公立大学（大学共同利用機関を含む）

イ) 国公立研究機関、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ) 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JSTが認めるもの

(3) 参画機関

実施大学の「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」の実行に際し、「2.1 公募の対象となる5つの取組」で示した取組の推進に参画する民間企業、地方自治体、国公立大学（大学共同利用機関を含む）、国公立研究機関、高等専門学校、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関等（本事業における委託費支出対象外）。



なお、提案大学となる大学が別の大学の申請において連携機関となることは可能とします。ただし、複数の提案において同一のプロジェクト内容を申請することはできません。JST は、提案大学及び連携機関と委託研究契約を締結することとし、参画機関との契約は不要となります。

また、本事業の推進において、承認 TLO による技術移転関係の支援を受ける場合や、国立大学法人等が出資した成果活用促進事業者が大学と民間企業の産学協働による研究の企画・調整・あっせんなどを行う場合には、JST の審査のうえ、当該業務について、提案大学及び連携機関からの外注を認める場合や、JST と委託研究契約を締結し、支援を行う場合があります。公立大学及び私立大学等においても、同等の機関の支援を受ける場合、JST の審査のうえ、前述と同様の措置を行う場合があります。

2.6.2 実施体制の要件

本事業の実施体制として求める要件は以下とします。

- 実施大学（提案大学）は、プロジェクトの責任機関として全体を総括し、一連の事務の実施（応募・審査の際の連絡調整、採択後の計画の着実な実施の促進、基金の執行状況、進捗管理・中間評価・事後評価の対応等）にあたっては、各機関を代表して行うこと。
- プロジェクトの全体責任者として実施大学にプロジェクト統括を置くこと。また、連携機関がある場合は当該機関における責任者として連携プロジェクト統括を置くこと。さらに、参画機関においても当該機関における責任者として参画機関責任者を置くこと。
- プロジェクト統括は、実施大学の経営に関与する役員等に相当する者であること。
- 連携プロジェクト統括は、本事業の目的に照らし、機関の経営や意思決定に関与するなど、十分な権限を付与すること。
- プロジェクト統括は、実施大学において、「2.1 公募の対象となる 5 つの取組」の全てを総合的に実施することを組み込んだ「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」を策定し、その遂行に最適な実施体制を構築すること。
- 実施大学は、プロジェクトの遂行に当たり、しかるべき権限と責任を有するプロジェクトマネージャー（PM）（※1）を 1 名又は複数名、研究開発テーマ等ごとに置くこと。なお、連携機関においては任意とする。
- プロジェクトの実施体制には、参画機関の企業とのクロスアポイントメント制度等により、大学・企業等の双方で雇用する研究者・技術者を含む単一又は複数の研究開発課題を設定し、研究開発課題ごとの実施責任者として研究開発リーダーを任命すること。ただし、企業との契約締結のために初年度は大学・企業等の双方での雇用が難しい場合、2 年度目以降から、双方で雇用

する研究者・技術者を研究開発チームに加えること。

なお、本事業は、「2.2 公募の対象となる研究領域・分野」にて指定した研究領域・分野の研究開発について、国際競争力の強化を図ることも意図していることから、当該領域・分野を牽引する研究大学群の一翼を担っていくことを意識した研究開発チームとして、大学・企業双方から、実績のある優れた研究者・技術者が参画する体制となることを求めます。

また、当該研究領域・分野に携わる新たな研究者・技術者等の育成・確保といった量的拡大として、当該分野の博士後期課程学生やポストドクター等の若手研究者の参画はもとより、他分野からの流入、海外からの招へい等も想定されます。

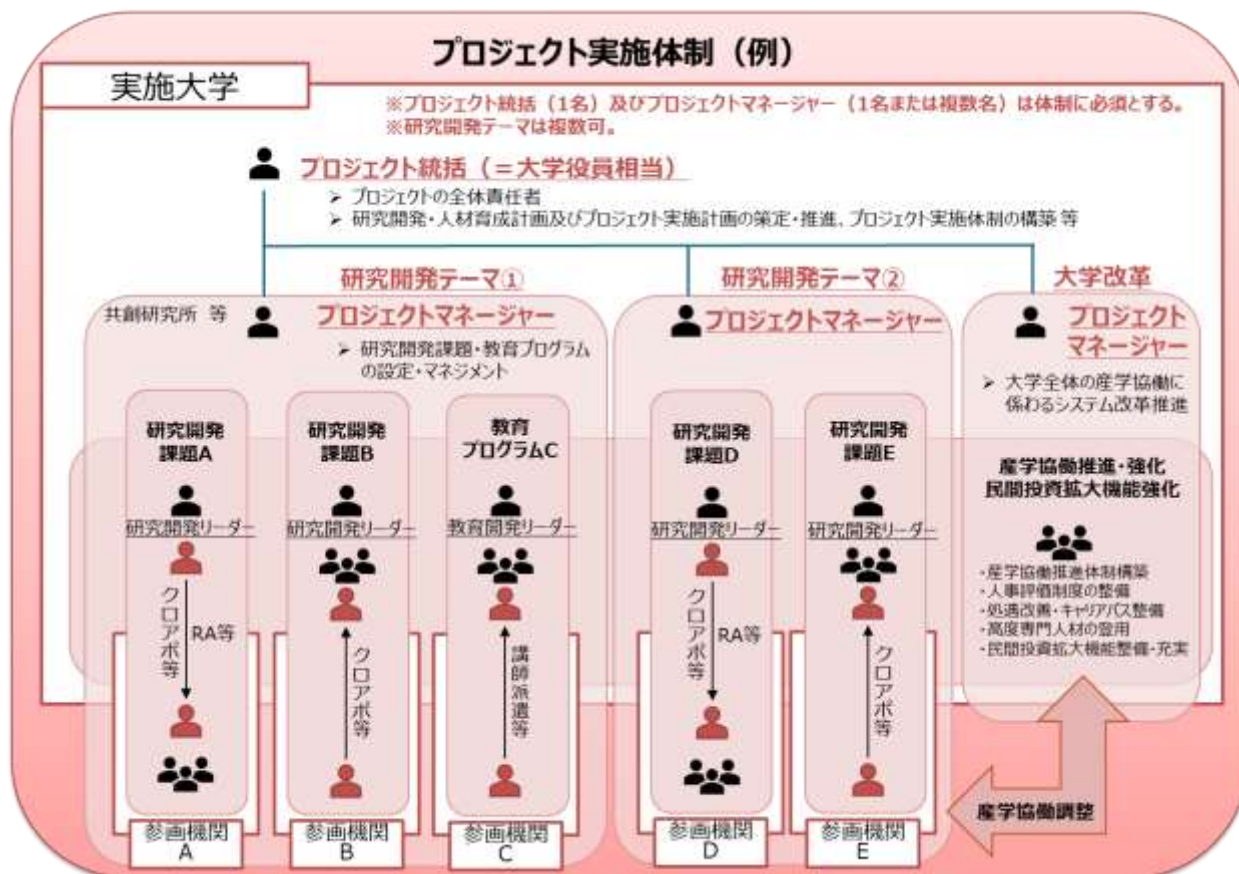
加えて、倫理的・法的・社会的問題（ELSI）への対応の充実・強化の観点から、人文・社会科学系のメンバーが参画することも想定されます。

※1 プロジェクトマネージャー（PM）

プロジェクト統括の下、連携機関及び参画機関との連絡調整等を含めて、「プロジェクト実施計画」の推進マネジメントを担う者です。具体的には、2.2 で指定した研究領域・分野（研究開発テーマ）において複数の研究開発課題が参画機関との間で推進される場合の全体のマネジメントや、人材育成の活性化・強化のための環境整備や、大学のマネジメント改革の推進に向けた指揮を担う人材を想定しています。

本事業の推進には、実施大学の人事制度改革、財務制度改革を要するものであり、そのため PM には、大学の経営戦略にもコミットし、しかるべき権限と責任の下、組織改革を先導する役割を期待します。

PM には、求められる役割に照らして相応しい人材を選定するとともに、その役割を十分に担うことができるよう、実施大学は、PM に十分な権限とエフォートを付与するようにしてください。なお、PM には本事業において自ら研究開発を行う者を配置することはできません。また、PM は本事業に十分なエフォートを割くことが求められますが、本事業の専任であることまでは求めません。



2.7 申請内容の要件

「研究開発・人材育成計画」及び「プロジェクト実施計画」の策定に当たっては、特に以下のような狙いを持った計画になることを求めます。

- 「2.3 支援の対象となる機関」に示すⅠ．～Ⅳ．の事項に対応した内容が記載されていること。
- 参画機関となる民間企業からプロジェクト推進に必要な外部リソース（※2）を漸増させながら遂行できるような仕掛けを取り入れること。
- 民間企業との間でのクロスアポイントメント制度等による人的交流・人材流動を行った研究開発チーム、研究リーダー、研究員等に対して、人事評価や給与面の処遇で不利益が生じないのみならず、産学共同研究の成果や機関外部からの資金等の受入れ実績等に応じた処遇が為されるよう、全学的な支援体制や関係規定の整備を行うこと（人件費（給与）の上乗せ支給や評価・処遇の改善等のインセンティブ付与を実施すること）。
- 本事業への提案において、当該機関で定める人事・給与の関係規定の見直し内容や、具体的な支援体制の内容を明示すること。
- 「2.1 公募の対象となる5つの取組」に示す5つの取組の全てを実施する提案がなされて

いること。

- 大学において、研究開発マネジメント人材や技術職員をはじめとして、「2.1 公募の対象となる5つの取組」を推進する全学的な支援体制を整備すること。
- 大学には、企業との共同研究で創出される知的財産の取り扱いについて、大学側の定型的なルールにとらわれることなく、大学の知財活用プラン、企業の事業状況や活用ニーズ、実用化までのフェーズを踏まえて、知財の帰属や実施条件を調整し決定する権限を持つ専門人材・組織を大学内に整備し、双方にとって合理的な合意形成を支援する体制を構築すること。
- 「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン（令和7年6月 科学技術・学術審議会人材委員会）」「技術職員の人事制度等に関するガイドライン（令和8年3月 科学技術・学術審議会人材委員会）」等を踏まえ、研究開発マネジメント人材や技術職員の登用、処遇・キャリアパス整備等の組織的な取組を行うこと。必要な場合には、本事業のプロジェクト推進経費の範囲内で新たに研究開発マネジメント人材や技術職員等を雇用することも想定されます。
- 参画機関となる民間企業にとって、プロジェクトへの関与が、当該企業の事業計画や人的資本投資の観点からどのようなニーズに基づくものかを示し、本プロジェクトにおける役割、提供するリソース（外部リソース）の具体的計画を記載すること。また、事業終了後、本事業での取組をどのように継続、発展させていくかを示すこと。

※2 外部リソース

外部リソースとは、参画機関からプロジェクト推進のために提供されるリソースを指します。

(例)

- ・参画機関が大学等に提供する資金（共同研究費・コンソーシアムなどの会費等）
- ・参画機関が大学等に拠出する設備、備品等
- ・参画機関が直接支出する研究開発の経費（物品費、旅費、人件費・謝金等）、直接支出するマネジメントに係る経費等

2.8 応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて提案書をアップロードください。e-Radの操作方法については「第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」を参照してください。

提案書の様式は、e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、以下のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/program/insight/index.html>

※募集締切までに応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切後の提案書の差し替え等には応じられません。

※締切間際は e-Rad にアクセスが集中することでシステムに負荷がかかり、締切までに応募を完了できない場合があります。時間的余裕を十分とって、応募を完了してください。

2.9 選考方法

2.9.1 選考の流れ

(1) 形式審査

提案書類について、JST にて応募要件等を満たしているか審査します。応募要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 書面審査

事業運営委員会にて書面審査を実施し、面接審査対象となる提案を選定します。書面審査では、提案書の内容を踏まえ評価します。

(3) 面接審査

事業運営委員会にて面接審査を実施します。面接審査の実施要領・日程等は面接審査対象となった提案大学へ改めてお知らせします。面接審査では、プロジェクト統括から提案内容をご説明いただきます。プロジェクト統括及び連携機関がある場合は連携プロジェクト統括の出席を必須とします。

(4) 採択候補提案の選定

書面審査及び面接審査を踏まえ、JST にて採択候補提案を選定します。

(5) 「プロジェクト実施計画」等の調整

採択候補提案に関し、提案者と JST との間で、「プロジェクト実施計画」及び委託研究契約に係る採択条件の調整を行います。審査の結果、本採択の他、条件付き採択（一定の条件を付す等）を行う

場合があります。採択条件に合意できない場合は、採択辞退とみなします。

(6) 採択プロジェクトの決定・公表

採択条件の合意が得られたプロジェクトについて、JST が採択を決定します。採択したプロジェクトについては、実施大学名、連携機関名、参画機関名、プロジェクト統括等の氏名・所属機関名・役職、プロジェクトの概要を JST のホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

2.9.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、プロジェクト責任者（プロジェクト統括、連携プロジェクト統括、プロジェクトマネージャー）に関して、以下に示す利害関係者は選考に関与しません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、提案書に具体的に記載してください。

- a. プロジェクト責任者と親族関係にある者。
- b. プロジェクト責任者と大学等の研究機関において同一の学科、専攻等に所属している者又はプロジェクト責任者が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者
- c. プロジェクト責任者と同一の企業に所属している者又はプロジェクト責任者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者
- d. プロジェクト責任者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. プロジェクト責任者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. プロジェクト責任者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他 JST が利害関係者と判断した者（参画機関と同一の企業又は親会社等に所属している者、提案大学や連携機関に過去 3 年以内に在籍していた者、他）。

(2) プロジェクト統括の利益相反マネジメント

プロジェクト統括が「プロジェクト統括に係る機関」をプロジェクトへ参加させる提案を行い、「プロジェクト統括に係る機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、プロジェクト統括の利益相反に該当する可能性があります。従って、プロジェクト統括と「プロジェクト統括に係る機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「プロジェクト統括に係る機関」とは、以下のいずれかに該当する場合のプロジェクトに参加する機関をいいます。なお、a 及び b についてはプロジェクト統括のみではなく、プロジェクト統括の配偶者及び一親等内の親族（以下「プロジェクト統括等」と総称します）についても同様に取り扱います。

- a. プロジェクト統括等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. プロジェクト統括等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない）に就任している機関。
- c. プロジェクト統括が株式を保有している機関。
- d. プロジェクト統括が実施料収入を得ている機関。

「プロジェクト統括に係る機関」をプロジェクトへ参加させる提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から事業運営委員会にて審議します。

そのため、「プロジェクト統括に係る機関」をプロジェクトへ参加させる場合、提案書にて「プロジェクト統括に係る機関」がプロジェクトに参加する機関に含まれていることを申告してください。

なお、プロジェクト統括の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、

JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業をプロジェクトへ参加させる提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について事業運営委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業をプロジェクトへ参加させる場合、提案書にて出資先企業がプロジェクトに参加する機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 選考の観点

「2.1 公募の対象となる5つの取組」に応じたプロジェクトの計画内容等について、以下の観点で評価を行います。

| 選考の観点 | |
|----------|--|
| a. 目的・趣旨 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業で対象とする5つの取組の全てを実施する提案となっており、その取組が本事業の理念の実現に資する形で位置づけられているか。 ・ 大学全体の中長期戦略（研究・人材・経営改革）と整合した目的設定となっているか。 ・ （主に取組①～③を対象として、）選定する研究領域・分野において、国際的な産業競争力・科学技術力強化に資する取組になっているか。 ・ 参画機関となる民間企業が、本プロジェクトに関与するニーズは妥当か。 |
| b. 目標・計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・企業等との間における研究者・技術者等の人的交流・人材流動をはじめ、研究開発・人材育成に関する具体的取組が示されているか。 ・ それぞれの取組について、参画企業の積極的な関与のもと、達成目標（人事・給与規定や各種制度の整備状況、クロスアポイントメント制度等を活用する研究者・技術者等の人数、共同研究費等の外部リソースの獲得状況等）が具体的かつ定量的に示されているか。 ・ 支援期間を通じた年次計画・ロードマップが明確で、段階的に成果が積み上がる設計となっているか。 ・ 事業終了後を見据え、国費のみに依存しない自走・発展（大学・企業間の人的交流・人材流動の持続性、企業から大学への投資拡大等）の見通しが示されているか。 |
| c. 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「プロジェクト実施計画」全体を統括・調整するための明確な意思決定体制及び責任分担が整備されており、学内関係部局や連携機関・参画機関が円滑に連携できる体制となっているか。 ・ 本事業で対象とする5つの取組の全てを総合的に実施するために、全学的な支援体制（産学連携、研究開発マネジメント、知財、人事、財務等）が具体的に設計されているか。 ・ 連携機関・参画機関との役割分担や連携方法が明確で、産学協働が形式的でなく実効的に機能する体制となっているか。 |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 大学・企業双方から、実績のある優れた研究者・技術者が参画する体制となっているか。 |
| d. 遂行能力 | <ul style="list-style-type: none"> 実施大学が、研究・教育両面において高い評価を得ており、かつ、優れた産学協働による研究開発や人材育成、外部資金の獲得、ガバナンス・マネジメント等に係る組織改革等の実績を有するなど、プロジェクトを遂行できる基盤を持っているか。 人事・給与制度の見直し、クロスアポイントメント制度等の活用促進、研究開発マネジメント人材の配置等について、実行可能性の高い具体策と内部合意形成の見通しが示されているか。 財務管理、契約・知財対応、事務支援など、プロジェクト運営を安定的に遂行できる実務能力が備わっているか。 |
| e. その他 | <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの成果が、特定分野・特定部局に閉じることなく、学内全体の取組や、他大学・産業界における幅広い取組へと波及する可能性を有しているか。 |

※ 既存の取組内容の一部が含まれる提案については、単なるその代替として本事業を位置付けること以上に、既存の取組を基に、「2.1 公募の対象となる5つの取組」に示す5つの取組をどのように発展させていくのかといった提案・説明が求められます。

※ 他の事業との連携等は歓迎される一方、重複する部分については、当該部分について本事業からの支援は行いません。具体的な考え方は以下のとおりです。

- 「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」や「大学・高専機能強化支援事業」に採択されている大学や、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」で支援されている大学が本事業に採択された場合、同事業の支援対象経費は本事業の支援対象から除く。
- 「先端研究基盤刷新事業（EPOCH）」や「大学・高専機能強化支援事業」にも申請中の大学においては、本事業への申請時に提出する計画の中で、同事業の取組と本事業の取組が連携してどのような相乗効果を生むのか説明すること。
- 国際卓越研究大学の体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本事業の取組で重複が生じない事業部分について支援する。

第 3 章 採択後のプロジェクト推進等について

3.1 プロジェクト実施計画の作成

採択後、プロジェクト統括は支援期間全体（令和 8～13 年度）を通じた全体計画書と、年度ごとの年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。全体計画書は毎年度見直し、年次計画書は年度ごとに作成し、プログラムオフィサー（PO）の承認を経て決定します。なお、計画書で定める体制及び予算は、事業運営委員会によるマネジメント・評価の状況や、産業・科学革新人材事業全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

- ※ 「2.6.2 実施体制の要件」で示したとおり、プロジェクトの実施体制には、研究開発課題ごとに、参画機関の企業とのクロスアポイントメント制度等により、大学・企業等の双方で雇用する研究者・技術者を含む必要があります。事業開始初年度からの双方での雇用ができない場合は、2 年度目以降、企業から大学への投資拡大に向けたコミットメント（共同研究契約の締結、クロスアポイントメント協定の締結、それによる適切な給与増の実現、その他採択時に提示した条件等）が確認でき次第、当該研究開発課題に対して資金配分を認めます。

3.2 委託研究契約

- a. 研究課題の採択後、JST は実施大学及び連携機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。

3.3 プロジェクト費

JST は委託研究契約に基づき、プロジェクト費（直接経費）に間接経費（直接経費の 30%）を加え、委託研究費として研究機関に支払います。

3.3.1 プロジェクト費（直接経費）

プロジェクト費（直接経費）とは、実施大学又は連携機関におけるプロジェクトの実施に直接的

に必要な経費です。プロジェクト費（直接経費）は、研究開発経費及びプロジェクト推進経費により構成され、以下の使途に支出することができます。

| プロジェクト費（直接経費）（A+B） | | |
|--|--|---|
| 実施大学又は連携機関におけるプロジェクトの実施に直接的に必要な経費 | | |
| 経費区分 | 研究開発経費（A） （2.1①②③の取組に対応する経費） | プロジェクト推進経費（B） （2.1④⑤の取組に対応する経費） |
| 経費の性質 | 研究開発テーマにおける研究開発、教育プログラムの実施に直接的に必要な経費。 | プロジェクトの推進に係る大学システム改革、マネジメント体制整備等の実施に直接的に必要な経費。 |
| <u>a. 物品費</u> 新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費 | 例) ・研究開発に係る物品、消耗品等の購入経費 ・プロジェクト全体で共通的に利用する研究設備・機器等の購入経費 等 | ※原則、研究開発経費での計上を想定しています。 |
| <u>b. 旅費</u> プロジェクト統括及び研究計画書記載のプロジェクト参加者等の旅費 | 例) ・研究開発チーム内の打合せや研究実施場所移動に係る旅費 ・教育プログラムの外部講師の旅費 等 | 例) ・研究開発マネジメント人材等の旅費 等 |
| <u>c-1. 人件費</u> プロジェクト参加者（但し、プロジェクト統括及び連携プロジェクト統括を除く）の人件費 | 例) ・クロスアポイントメント等を行う研究者等の人件費（インセンティブに相当する給与上乗せ分を含む） ・研究者等の人件費 | 例) ・研究開発マネジメント人材等の人件費 ・クロアボ等の手続きを行う事務職員の人件費 等 |
| <u>c-2. 謝金</u> プロジェクト参加者（但し、 | ・博士後期課程学生の RA 雇用経費による人件費 | |

| | | |
|---|--|--|
| プロジェクト統括及び連携プロジェクト統括を除く)の謝金 | <ul style="list-style-type: none"> ・クローポ等を行う研究者等の代替教員・TAの人件費 ・教育プログラムの教員の人件費 ・教育プログラムの外部講師の謝金 等 | |
| d. その他 研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等 | 例) <ul style="list-style-type: none"> ・検査業務の外注費 ・ソフトウェアライセンス使用料 等 | 例) <ul style="list-style-type: none"> ・外部リソース獲得のための広報活動に係る費用 等 |

※1 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2025」(令和7年6月6日閣議決定)等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティ化等が求められています。新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。また、本事業のプロジェクト費で新たな研究設備・機器を購入する場合は、プロジェクト全体で共通的に必要と実施大学または連携機関が判断したものに限り認めます。

(注) プロジェクト費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの(※)

※ JSTでは、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、後日公開する事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.2 予算計画の作成

プロジェクトの予算計画は、以下を踏まえて作成してください。

- a. 初年度のプロジェクト費（直接経費）については、支援期間が半年程度であることを前提に予算計画を作成してください。
- b. 初年度と最終年度を除く（2～5年度目）各年度のプロジェクト費（直接経費）については、人件費の費目総額が当該年度のプロジェクト費（直接経費）総額の50%以上となることを目安に計上してください。
- c. 4年度目以降、支援終了後の自走に向けて民間資金の割合を漸増かつ国費支援額を漸減させた予算計画にしてください。
- d. プロジェクト推進経費（B）については、当該年度のプロジェクト費（直接経費）総額の10%程度を目安に計上してください。
- e. 予算の年度別配分については、支援期間全体の総額が変わらない範囲で、JSTが認める場合は、最大支援額（類型Ⅰ：最大5億円/件・年度、類型Ⅱ：最大3億円/件・年度（間接経費30%を含む、税込））を超える予算前倒しを可能とします。

3.3.3 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、プロジェクト費（直接経費）の30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和5年5月31日改正）に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.4 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用及び不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

3.4 評価

事業運営委員会は、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行うほか、中間評価及び事後評価など、プロジェクトに対する各種評価を行います。

(1) 中間評価

原則、プロジェクト実施の3年度目（予定）に、プロジェクトの進捗状況や成果を把握し、これを基に適切な予算配分及び「プロジェクト実施計画」の見直し、実施の中止等を行うことにより、事業運営の改善及び支援体制の改善に資することを目的に、中間評価を実施します。また、評価結果は公開する予定です。

(2) 事後評価

プロジェクト実施の最終年度又はその翌年度に、プロジェクト全体の取組の成果を報告いただき、事後評価を実施します。また、評価結果は公開する予定です。

その他、事業全体の目的達成に向けた進捗状況や運営状況などの観点から、事業評価が行われる場合があります。プロジェクト統括をはじめ、関係者は、評価に必要と認められる範囲で協力していただきます。

3.5 プロジェクト統括等の責務等

プロジェクト統括、連携プロジェクト統括、その他大学等の参画者は、JSTの委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託研究費を公正かつ効率的に執行する責務があります。

(1) プロジェクトの推進に係るマネジメント

実施大学は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等、連携機関・参画機関を含むプロジェクトの推進全般についての責任を持つ必要があります。実施計画書の作成、各種申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、実施大学が取りまとめて行ってください。

特に、「プロジェクト実施計画」の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、プロジェクト実施の継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、実施大学は速やかにその旨をJSTに連絡してください。

(2) 予算配分

プロジェクト統括及び連携プロジェクト統括は、プロジェクトを実施するにあたり、定められた予算額内において、当該機関における委託研究費の配分を行うとともに、その管理体制を整備し、委託研究費配分の結果についての説明責任を持ちます。

(3) 評価等への対応

事業運営委員会は、各種評価の結果に基づき、実施計画やプロジェクト推進体制の見直し等をプロジェクト統括に求めることがあります。評価結果によっては、実施計画の変更だけでなく、委託研究費の増額・減額や委託研究契約の中止を行うことがあります。

(4) 進捗報告・好事例共有会（仮称）への参加と報告

採択プロジェクト間の相乗効果を最大限引き出すために、学内での有用な取組や新しい試みなどについて、積極的に他プロジェクトや他大学へ知見を共有することが重要です。JST が開催予定の進捗報告・好事例共有会（仮称）への参加と報告に対応してください。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「全ての機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、後日公開します。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.28 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.32（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

※ガイドラインについては以下の URL を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研

研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で全ての機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。

また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

この制度は、ライフイベントに際した研究者が JST の研究開発を継続できる手段を講じることで、研究開発課題等の円滑な推進を図り、もって研究者のキャリア形成及び男女共同参画を推進するためのものです。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 2.5 万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、ぜひ JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 生成 AI の利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

4.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プロジェクト統括は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

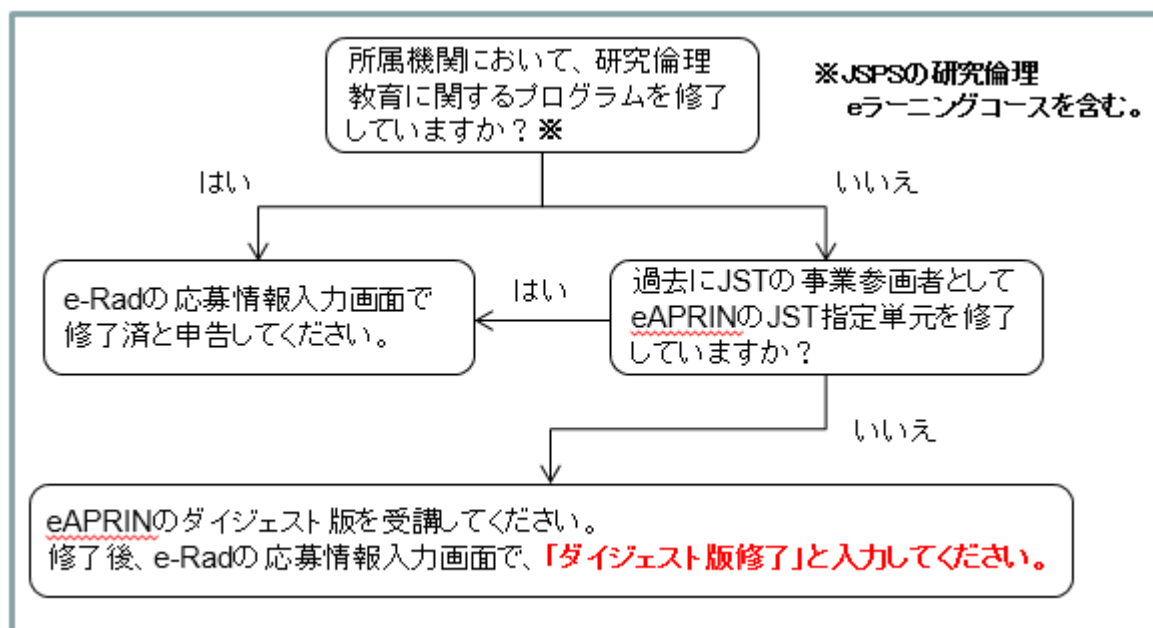
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 研究環境グループ

E-mail : insight@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック—」
- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

=====

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に JST が指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます)。

4.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究課題の不採択等」といいます。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（i）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属

機関・役職に関する情報

応募時に、提案大学及び連携機関が機関として応募・受入をしている現在の他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入状況（制度名、受給状況、課題概要、実施期間、役割、予算額等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」といいます。）に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下のとおり取り扱います。

- ・ 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・ 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の事業間で共有します。

4.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、G7 各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については

内閣府のウェブサイトを参照してください。

○「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」

(令和7年 12 月内閣府研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議)

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/yushikisha/guidelines_v1.pdf

4.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る

技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

令和 6 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社が M&A 等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JST へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いいたします。

4.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」(令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳

(外務省告示第 463 号 (平成 28 年 12 月 9 日発行))

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては後日公開予定の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」(令和 5 年 2 月 8 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費を支出することを可能としています。

4.9 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。この範囲内であっても、実施計画の大幅な変更（重要な研究項目の追加・削除、研究推進方法の大規模な軌道修正など）を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前に JST 課題担当者の確認が必要です。詳しくは、後日公開する事務処理説明書等を参照してください。

4.10 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）では、「若手も含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、研究開発マネジメント人材及び技術職員を含めたコアファシリティを戦略的に整備する。研究設備・機器の管理を個人から組織に転換することで、持続的に研究基盤を維持・強化し、全国の研究者の研究設備等へのアクセスを確保する。」「あわせて、競争的研究費における機器購入に際し、所属機関や資金配分機関において重複確認を行うなど、その用途を機器の購入から利用料金への計上にシフトしていく。競争的研究費で整備した設備・機器を公共財として適切に管理することとし、例えば、取得金額が 1,000 万円以上の汎用性を有する研究設備・機器については、当該研究に支障がない限り、所属機関の内外への共用を促進する。」こととされています。

これらを踏まえ、本事業より研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、例えば、取得金額が 1,000 万円以上で汎用性のあるものを購入する場合には、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「先端研究基盤共用促進事業」や「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統ルールについて」

[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (R5.5.24 改正)]

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について (合算使用)」

[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ (R2.9.10 改正)]

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」 (R4.3 策定)

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo

- 「第7期科学技術・イノベーション基本計画」 [閣議決定 (R8.3.27)]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7honbun.pdf>

- 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「先端研究基盤共用促進事業」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/index.html>

- 「先端研究基盤刷新事業(EPOCH)」

<https://www.jst.go.jp/program/epoch/about.html>

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」(令和8年3月27日閣議決定)において、社会の多様な場での活躍することができる博士人材の更なる輩出と活躍促進は急務とされ、「多様な財源を活用した博士後期課程学生への給与の支給により研究者としての雇用を進める」等とされています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本制度において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇

用するとともに、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本制度へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

・第6期科学技術・イノベーション基本計画では「博士後期課程学生が受給する生活費相当額は年間180万円以上としている」とともに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する「特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する」等と明記していましたが、第7期科学技術・イノベーション基本計画においては生活費相当額に係る基準額を明記しておらず、また、特別研究員(DC)においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画に明記されていた基準額を超える額となっています(令和8年度新規採用者から年間270万円程度(最終年度の在籍者に対する特別手当を含めると年間310万円程度))。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありませんが、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、支給額を決めてください。

・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、支援期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

4.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究の促進について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画(令和8年3月27日閣議決定)」や「第6次男女共同参画基本計画(令和8年3月13日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究支援体制・研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

- ・理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理・化学等の授業や出前講座に係る費用を直接経費から支出可能とします。
- ・研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとしてSNS等で配信するための費用を直接経費から支出可能とします。
- ・上記2点のアウトリーチ活動の実績について研究成果報告書への記載を可能とし、プラス評価の対象とします。また、研究計画書への記載も可能とし、審査の際にプラス評価の対象とします。

また、生物学的性(セックス)や社会的・文化的性(ジェンダー)等を適切に考慮した研究・技術

開発を実施していくことが求められています。

- ・ 性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

4.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 12 月 18 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R2.12.18 改正）]
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

4.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

- ・ 提案書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画（以下「キャリア支援活動計画」といいます。）（例：機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨など）があれば記載してください。なお、キャリア支援活

動計画は審査の際に確認します。

- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方にに基づき、上記の提案書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。
- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関（雇用主である機関以外の公的研究機関を含む）の取組（例：企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等）に参加する場合には、その取組を研究代表者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

4.18 URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、組織として一括してマネジメントするとともに、これらの人材のキャリアパスを確立する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」（令和7年6月科学技術・学術審議会人材委員会）において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等の研究開発マネジメント人材が本事業の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修

等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.19 社会との対話・協働の推進について

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JST で提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

4.20 オープンサイエンスの促進について

(1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（平成 29 年 4 月施行、令和 4 年 4 月、令和 7 年 4 月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については12ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し(※1)、JSTの求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JSTが示すメタデータ(※1)を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JSTが2025年11月から運用を開始したGRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>)をご利用ください。詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html> - houshin04

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針運用ガイドライン

(※1) DMPに記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- 研究DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>

- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方

(統合イノベーション戦略推進会議)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目(2026年1月時点)

https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。※生命科学系データについては「4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について」もご参照してください。

(2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、令和 7 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※ 2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※ 3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 1 6 日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 令和 6 年 2 月 1 6 日決定)」の実施にあたっての具体的方策(令和 6 年 10 月 8 日改正 関係府省申合せ)」(以下「具体的方策」という。)に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※ 4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)(※ 5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Rad を通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該否、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合)即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページの URL 等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(令和 6 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年10月8日改正 関係府省申合せ）

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関する FAQ

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文（含む電子付録）については JST が運用する Jxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述の GRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

- (※2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) 及び情報通信科学・イノベーション基盤創出 (CRONOS) は除く。
- (※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。
- (※4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。
- (※5) 「NII 研究データ基盤 (NII Research Data Cloud) の概要」(国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター) (<https://rcos.nii.ac.jp/service/>)

4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「JST INSIGHT, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。本事業の 10 桁の体系的番号は、【JPMJ+IN+数字 4 桁】です。体系的番号については、採択時にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST INSIGHT, Japan Grant Number JPMJINxxxx.

【和文】

本研究は、JST 産業・科学革新人材事業 JPMJINxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

また、掲載するジャーナルの投稿システムにファンド情報を入力する欄がある場合には、ジャーナルの投稿規定等に従い、事業名や体系的番号等を入力してください。

4.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（令和 6 年 7 月 31 日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

| No. | データの種類 | 公開先 | 公開先 URL |
|-----|---------------------|---------------------|---|
| 1 | 構築した公開用データベースの概要 | Integbio データベースカタログ | https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/ |
| 2 | 構築した公開用データベースの収録データ | 生命科学系データベースアーカイブ | https://dbarchive.biosciencedbc.jp/ |

| No. | データの種類 | 公開先 | 公開先 URL |
|-----|---------------------------|---------------|---|
| 3 | 塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般 | NBDC ヒトデータベース | https://humandbs.dbcls.jp/ |

4.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」といいます。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3 R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

4.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、本事業で開発したバイオリソース（NBRP で対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRP における収集活動にご協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続き

です。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

4.25 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」といいます。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。

本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf

P.51-52 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【該当部分】

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、a の目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究

4.26 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目

的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和8年4月時点で28件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.27 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.28 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付競争的研究費調整室へ e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和8年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版チェックリストに係る手続きを令和8年12月1日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（下記 URL は、令和8年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.29 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者（※2）に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

| 不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | 応募制限期間※3.4 |
|-----------------------------------|---|------------|
| 不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1 | 1 個人の利益を得るための私的流用 | 10年 |
| | 2 1以外 ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |

| | | |
|---|--|------------------------------------|
| 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | | 5年 |
| 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2 | | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 |

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.30 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請

及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、令和 8 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 7 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.31 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.32 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文科科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 8 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文科科学省科学技術・学術政策局参事官(研究環境担当)付研究公正推進室に、

e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 8 年度版研究不正行為チェックリストを令和 8 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html

(上記 URL は、令和 7 年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。)

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日（9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

| 特定不正行為に係る応募制限の対象者 | | 特定不正行為の程度 | 応募制限期間※ | |
|-------------------|---|---|--|------|
| 特定不正行為に関与した者 | 1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | 2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの） | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | | | 2～3年 | |

| | | |
|--|--|------|
| | 3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者 | |
| 特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 |
| | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 |

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。
 なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和7年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を

公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.33 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.34 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページの他、JST が運営する JST プロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報として JST 他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDB において公開する場合があります。

4.35 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 7 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）では、内閣府エビデンスシステム（e-CSTI）の活用や機能拡張等も実施しながら、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る

間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

4.36 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は JST が運営する日本の研究者情報データベースとして 39 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap に登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録・更新くださるようお願いいたします。

4.37 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.38 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1 年 6 ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為に

よって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録(提案書類のアップロード)が必要となります。

- ・ 本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における研究代表機関」は提案大学とします。
- ・ 提案書はプロジェクト統括が取りまとめて作成し、e-Rad での応募情報登録は提案大学の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・ 本提案では、科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできません。
- ・ アップロードできる提案書様式は最大容量 30MB です。
- ・ e-Rad での応募情報登録は、締切の数日前に余裕をもって行ってください。締切間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります。
- ・ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」「申請中」「応募中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。
- ・ 応募書類に不備等がある場合は選考対象外となります。締切後の提案書類の差替えや返却はできません。
- ・ 審査過程で提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。

5.3 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）

(<https://www.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。
また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録(<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>)

応募時まで、研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録申請

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」(<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>)から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手したID、パスワードでe-Radにログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報（プロジェクト統括）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Radポータルサイト(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

③公募要領・申請様式の取得

本事業のホームページから当該ファイルをダウンロードしてください。

参照：<https://www.jst.go.jp/program/insight/>

④応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力し、提案書類を提案大学の事務代表者がアップロードします。

⑤ JST での応募情報受理

(2) 具体的な応募方法

具体的なe-Radによる応募方法は後日公開する別紙をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/program/insight/>

5.4 その他

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

| | | |
|--|-----------------------------------|---|
| 事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ | JST イノベーション 拠点推進部 研究 環境グループ | E-mail: insight@jst.go.jp 電話番号 : 03-5214-7997 10:00~17:00 ※土日・祝日、年末年始を除く |
| e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ | e-Rad ヘルプデスク | 0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く |

○産業・科学革新人材事業ウェブサイト : <https://www.jst.go.jp/program/insight/>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

産業・科学革新人材事業（INSIGHT）

令和8年度 公募

【ウェブサイト】

事業ホームページ <https://www.jst.go.jp/program/insight/>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部 研究環境グループ

E-mail : insight@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号 : 03-5214-7997 (受付時間 : 10:00~17:00)

※土日・祝日、年末年始を除く